

雨森芳洲の語学書

若木, 太一
長崎大学 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4741970>

出版情報 : 雅俗. 9, pp.123-136, 2002-01-30. 雅俗の会
バージョン :
権利関係 :



雨森芳洲の語学書

若木太一

一 芳洲——朝鮮語への道

雨森芳洲は八十八年の長寿を全うするが、その生涯の三分の二は対馬藩宗家の儒官としてはもちろん、役職業務として都船主、真文役、裁判役などを歴任し、日朝外交の最前線で通訳官として過ごした。かれは中国語と朝鮮語の修得とそれによる外交実務であけくれたが、それをとおして交隣における相互の対等、異文化の尊重、誠信の外交を果たすべきとの思いを強く懷くにいたる。かれの世界観と外交にあたる者の心得とは享保十五年筆の「誠信堂記」に記す「蓋し交隣の道は誠信を先と為し、而して後以て其の恙無きを保つべし」の一文に集約されている。この精神を実りあるものにするのは相互理解である。その基本は言語の修得にあることを芳洲はくりかえし主張している。こうした考えに沿って、その言語生活を具体的に表している語学書の編纂の経緯などが検討される必要がある。

これまですでに先駆的な語学的研究の蓄積がある。小倉進平『増訂／補注朝鮮語学史』（西田書店、昭和三十九年刊）、中村栄孝『日鮮関係史の研究』（吉川弘文館、昭和四十五年刊）、辞書研究として濱田敦『朝鮮資料による日本語研究』（岩波書店、昭和四十五年刊）などであり、関係の辞書類は京都大学国語国文学会編『倭語類解』ほかの影印辞書数種があり、それぞれ書誌的解題と語彙・語法について詳細な検討がなされている。また近年は福島邦道編『明治十四年版・交隣須知』（笠間書院、平成二年刊）、芳洲会（滋賀県伊香郡高月町）所蔵資料の書誌調査『雨森芳洲関係資料報告書』（平成六

年刊)および関西大学東西学術研究所編「雨森芳洲全書」一、四がある。このほかにも上垣外憲一『雨森芳洲元禄享保の国際人』(中公新書、平成元年刊)、泉 澄一『対馬藩／藩儒雨森芳洲の基礎的研究』(関西大学東西学術研究所、平成九年刊)など近年の研究でも言及されている。小考では、これらをふまえて芳洲の言語生活に関する私見を述べる。

芳洲の二十代から三十代前半の経歴はおよそ次のようであった。元禄二年四月、師木下順庵の推挙で対馬宗家の儒官を勤めた芳洲は、元禄六年(一六九三)二十六歳の折長崎におもむき上野玄貞(國思靖)について唐話を学んだ(『芳洲先生文抄』卷二「音読要訣抄」^(注))。この年四月十六日、対馬へ帰り『論語』等を講じている。十二月、禄二百石ならびに府中の馬場筋に屋敷を賜った(『家業人』宗家文庫資料)。翌元禄七年三月には参勤のお供で対馬を出帆して江戸へ赴き、およそ二年滞在する。その間も三度唐音稽古のため江戸表から直接長崎へ赴いている。元禄九年の九月、訳官が朝鮮へ渡海したため対馬へ一時帰国を命じられて戻り、その年十二月二十二日、対馬藩士小河新平の妹と結婚した。この間、先輩の陶山訥庵、後輩の松浦霞沼らの存在が、芳洲に対馬という国境の島で生きていく覚悟を芽ばえさせたようである。

元禄十一年(一六九八)三十一歳の折七月十九日、芳洲は朝鮮御支配役の杉村采女、平田直右衛門の佐役を命じられた。芳洲が朝鮮との関わりを深めていく年である。この年十二月二十三日、師木下順庵が七十八歳で没した。また芳洲の嫡男顕之充(鵬海)が誕生した年でもある。

元禄十五年(一七〇二)二月、三十五歳の春参判使樋口佐左衛門に付き、芳洲は都船主として初めて朝鮮へ使いし、半年ほど滞在于七月に帰国した。さらに翌元禄十六年九月、芳洲は学文とりわけ朝鮮語の稽古のため朝鮮へ渡り、丸二カ年逗留することになる。対馬への帰国は宝永元年十一月のことであった(『奉公帳』)。この間に芳洲はのちの朝鮮語学習のテキストとなる『交隣須知』一冊その他を編んでいる(『詞稽古之者仕立記録』)。

二 朝鮮側の日本語辞書

十七世紀なかば李氏朝鮮における日本語学習の教科書として『捷解新語』一〇卷（肅宗二年刊一六七六）が使われている。当時日本との交渉に際し官吏たちの必読書で、会話や翻訳の基礎として平仮名や語彙、文例その他が集められている。

編者康遇聖は晋州の人で壬辰の戦争で日本に捕虜として拉致され、十年後に帰国した（金東溟『海槎録』、『通文館志』巻七、人物）。それは慶長七年（宣祖三十六年壬寅一六〇二）のことであったようだ^{（注2）}。かれは秀吉時代から徳川幕府時代へ

の政変を体験し、その間に日本語や日本の文字を習得し、政治、社会、習俗、生活、文化など諸事情を見聞した。その知識が『捷解新語』に反映されているであろう^{（注3）}。『通文館志』巻七人物には、『捷解新語』は「康熙十五年丙辰孟冬」（肅宗

二年一六七六）に「鑄字印布（発刊）」され、以後「科試」に用いられることになった。

日朝の国交修復が軌道にのった慶長十二年（宣祖四十一年一六〇七）、第一次の朝鮮通信使（修好・回答兼刷環）が来朝した。康遇聖は、その第二次の元和三年（一六一七）、第三次の寛永元年（一六二四）、第四次の寛永十三年（一六三六）に訳官として日本を訪れている。かれは日本事情に通じていたことで訳官として活躍し、その後は東萊府の訓導、嘉善を勤めた。

さて、雨森芳州の『交隣提醒』^{（注4）}「宴享之節ハ」の条に「捷解新語を見申候得は、古館之時之事と相見へ宴席之節東萊・釜山ハ礼式之通宴席ニ被罷出候所、其節之正官病氣ニ托し宴席ニ罷出間敷と申候故、訳官色々と説きさとし候言葉相見へ居申候」という一節がある。旧倭官のころ東萊府使が病氣にかこつけて宴席に出ないので訳官たちが説得するというような例文がある、という。それは彼らに無理を強いることがあったがゆえのことであるから対応には配慮がいるという注意である。朝鮮語を学んだ芳州が『捷解新語』を参照しているのは当然のことであるが、それはすでに倭語の「科試」に使われていた刊本であったかと思われる。

また、十八世紀初頭ごろ成立かと推測される『倭語類解』上下巻二冊がある。浜田敦氏解題の影印版（京都大学国文学会刊、昭和三十三年）は金沢庄三郎氏旧蔵、現曹洞宗大本山永平寺蔵の稀観書で、巻末に「警整官 前判官韓廷脩／書写官

前奉事閔鼎運正書入梓／前參奉丁樂升／前直長皮文会／監印官 副司勇李養儀」とあり、刊行年月は未詳の官版である。しかし以下に述べるように、本書は雨森芳洲に質疑して成ったという『通文館志』巻七の記事があり、注目にあたいる。

三 『倭語類解』と『交隣須知』の編纂

これまで『交隣須知』が雨森芳洲の編纂に成るものかどうかについては、疑問視する意見もあった^(注5)。しかし福島邦道氏が指摘されるように^(注6)、大韓民国国史編纂委員会蔵『詞稽古之者仕立記録』（『芳洲／外交関係資料／書翰／集』雨森芳洲全書 三）に記されている次の記事は、芳洲編著を示す有力な根拠となりうると思われる。本資料についてはすでに二、三の言及もあるが、ここでは根拠になる傍証資料を加えて再検討しておきたい。

雨森東五郎言葉稽古之者共へ申渡候書付之覚

覚

一、朝鮮言葉稽古之仕様、某令指図候様ニと被仰付候。某義三十五歳之時、参判使都船主ニ而朝鮮へ初而罷渡、彼地之様子令見聞候処、重而信使有之候節朝鮮詞不存候而者、御用可難弁候と心付候付、罷帰候已後早速朝鮮言葉巧者之衆中ニ下稽古いたし、翌三十六歳之時、朝鮮^江罷渡九年二年令逗留、交隣須知一冊・酉年工夫一冊・乙酉雜錄五冊、常話錄六冊・勸懲故事諺解三冊仕立、其外淑香伝二、李白瓊伝一冊自分ニ写之。毎日坂之下へ参り令稽古、雨天之節者守門軍官又ハ通事を呼相勤候。（後略）

本書は、芳洲が朝鮮言葉の通詞養成の方法を具体的に記した覚書（記録）である。本資料は、表紙に「享保二十一丙辰年／詞稽古之者仕立記録」とある享保十二年八月からの同二十一年四月までの文書とともに一括されているもので、芳洲六十九歳の享保二十一年四月二十五日から月末にかけて記されたものである。「朝鮮言葉稽古之仕様」を芳洲に指図するようにと仰せ付けられたと記している点には注意すべきであろう。やや推測を加えると、折しも享保から元文への改元がこの年四月

二十八日のことであり、ある意味での業務的なまとめが要請され、執筆に及んだのではないかと考えられる。

すなわち芳洲は、三十五歳の元禄十五年（一七〇二）二月、参判使都船主（礼曹参判宛の書契をもっていく使者の副使格）として初めて朝鮮へ派遣され、七月まで半年ほど滞在した。そのとき、ふたたび信使として渡航を命じられた場合、朝鮮詞が使えなかったら御用を勤められないと気がつき、帰国後さっそく朝鮮詞の巧みな者について稽古をした。そして翌元禄十六年、三十六歳の時に再度朝鮮へ渡り九二年間逗留し、『交隣須知』一冊、『酉年工夫』一冊、『乙酉雜錄』五冊、『常話録』六冊、『勸懲故事諺解』三冊を仕立、そのほか『淑香伝』二冊、『李白瓊伝』一冊を自分で書写したというのである。

『酉年工夫』、『乙酉雜錄』というのは、その干支から宝永二年（一七〇五）の滞在中の覚書きと判る。『常話録』は日常会話の手控えのようなものであろう。『勸懲故事諺解』は明代の劇作家汪廷訥の『勸懲故事』のことで、その故事の諺解（口語による通釈書）である。この「全一道人」の別号は『勸懲故事』の和刻本『全一道人勸懲故事』（内題）によるものであろうと、安田章氏が考証されている。これは芳洲が享保十四年（一七二九）六月に韓語学習書として諺文（ハングル）に発音をカタカナで併記し、和文で内容の俗解を付加したものである（注⁷）。この『全一道人』は『捷解新語』（一六七六刊）の形式に倣っており、芳洲がこの時期会話学習書の編纂に用意があったことは明らかである。『淑香伝』『李白瓊伝』は李朝の英祖から正祖の時代（一七二八～一七九八）に流布した『春香伝』などとならぶ恋愛小説と思われる。推測の域を出ないが、ハングルで書かれた通俗小説で、日常の口語、俗語を勉強するために書写したのであろう（注⁸）。

芳洲が滞在したのは一六七八年（延宝六）四月に設置された釜山の草梁倭館である。草梁倭館は旧館（豆毛浦倭館）よりはるかに規模は広大であった。およそ十万坪の敷地を有し周囲には石垣がめぐらされ、守門と宴席門（北門）の二カ所が入り口で許可証なしには内外への出入りはできなかった。田代和生氏が掲出された屏風図によれば、東南面が海に接し、東面に棧橋が突き出た港があり、背面の竜頭山（中山）という山の東側の麓に倭館の建物が並んで建っている（注⁹）。芳洲は倭館のうち外交を司る裁判屋、あるいは通詞屋に滞在していたと考えられる。芳洲は倭館から坂の下へ下り、「雨天」「炎暑」に耐え言葉の稽古に励んだ。今に忘れられないことは坂の下から帰ってから習った言葉など書写していると目がくらみ、命

を縮める思いだったと回想している。この記憶は鮮明であり、凄まじい稽古ぶりが伺える。その相手は堂上訳官洪舜明であつた。そのことは泉澄一氏が『裁判記録』享保十五年閏九月二十二日の条を引いて指摘している^(注10)。それによれば洪舜明が日本語教科書『倭語類解』を作成するにあたり、日本人雨森芳洲の協力に預かつたとする『通文館志』の記事を裏付けるような親密な関係が認められるという。

『倭語類解』乾坤二冊と『交隣須知』との関係については、すでに指摘がなされている。すなわち『通文館志』(金廈門編、朝鮮群書大系、統十七輯)巻第七人物の次の記事である^(注11)。

洪舜明、字水鏡、喜男之曾孫也。旧例対馬島酋家臣、有書契而自称宰臣、辭甚傲慢、康熙辛巳公承朝命貢論、仍革其家臣書契、草梁民居数百、与倭館相接、奸弊日滋。己丑公力陳于廟堂、撤民舍、築城以界之、刃禁始肅。倭語比諸方最難曉、公質于日本人雨森東、作長語及類解等書、用於課式。公性嚴直、処首任二十年、守法不撓、人敬重之。久益見思、英廟嘗臨筵教曰、其為国之心、有足可尚、今安得如此人者、而任之乎。歸鹿趙相国、表公墓曰、君習倭情、每南徼有事、必諮君以決。又曰、君有孝友行、見不善若浼己、輕財喜施与、蓋象轡而士君子也、官至折衝。

この洪舜明(字水鏡)は洪「喜男之曾孫」である。洪喜男はわが国の俘虜刷環時にあたる初期の通信使のうち倭語訳解のため訳官として寛永元年を始めに同十三年、同二十年、明暦元年と数回の来日経験を持つ人物である。洪舜明はその孫であり、この地の管理者であつた。「己丑」すなわち肅宗三十五年(一七〇九)Ⅱ享保六年、彼は倭館と草梁民戸が相接し密貿易が頻繁であつたので垣根をめぐらし管理した。洪舜明は倭館の雨森芳洲と度々会つて「倭語」について質疑し、「長語及類解等之書」を編纂したのである。洪舜明の『長語』『類解』の編集に与つた芳洲が『交隣須知』や『常話録』の編纂を企図するのは自然であろう。正徳元年の朝鮮通信使の書記官に洪舜衍(字鏡湖)の名がある。『鶏林唱和集』(正徳元年刊)の官職名には、上判事として洪舜明、書記として洪舜衍(五九歳)の名がある。その名と号の似通う点、親子あるいは縁戚関係の人物かと思われる。すなわち芳洲との関連は、日本語及び朝鮮語を相互に修得しあう親しい友好、友人関係であつたのではないかと考えられる。こうした言語修得と交隣の密接な関係、芳洲の朝鮮言葉への関心、さらに『詞仕立之記録』等の

資料につけば、芳洲編纂の可能性を裏付けるものばかりで、状況的に否定する要素は見あたらない。

以上『交隣須知』の編纂にかかわる点に絞って考察したが、芳洲はまた真文役、裁判役などの経歴を持つ人物であり、多様な角度から見極めが必要であらう。

四 『交隣須知』の成立をめぐる

近世の写本で古型を保つ『交隣須知』四巻揃いは、京都大学文学部研究室蔵の薩摩苗代川焼きの窯元沈寿官旧蔵本が知られている。ほかに欠本の沈寿官蔵写本（巻一抄、三、四）、増補系写本（ソウル大学蔵前間恭作模写本・東京大学小倉文庫蔵濟州島本・対馬歴史民俗資料館本・ロシア東方学研究所アストン旧蔵本）、明治活版本（明治十四年外務省版・明治十六年浦瀬裕校正増補版・明治十六年宝迫繁勝刪正版・明治三十七年前間恭作・藤波義貫共訂版）など数点が知られる。明治活版本にいたるまで朝鮮語習得のテキストとして改訂増補を重ねてきたわけだが、本稿では成立、編纂についての内的事情を知る必要がある。これに関してはすでに現存本で古型を保つ京都大学苗代川沈寿官旧蔵本について浜田敦氏の解題と検討が備わる。

浜田氏は「交隣須知の言語——二言語の相互干渉——」^{〔注12〕}において、まず朝鮮語の干渉とみられる音韻現象を指摘する。たとえば、「巻一、58ウ、タイジ（大事）コサラヌ」、「巻二、19、44、ゴクモツ（穀物）」など「本来清音表記の期待されるものに濁点のつけられている例は、一種の「誤った回帰」として解釈されるべきもの」とする清濁の現象。つぎに「母音の長短」などの事例、また「両漢字音が、両言語の bilingualist の意識において、また、特に交隣須知の様な対訳形式の記述に際して、しばしば相互干渉をひきおこし、混乱することは、十分にあり得る」例として「巻一、37、シツバク（質朴）ch. bak」などをあげられている。またさらに文法現象として助詞の用法、副助詞の用法における相互干渉、さらに言いまわしなど構文論的特徴においてもそれがみられ、さらに朝鮮語の語彙の存在を指摘する。また逆に日本語の朝鮮語への干渉とみられる歪みが音韻、語法などに見られる事例をあげている。すなわち苗代川沈寿官旧蔵本の言語的特色は、「その日本語と朝鮮語との両者

が、それぞれの外国語の干渉と云う、多かれ少かれ不純な、つまり「訛り」を持っているのではないか」、「そのことは、本書が、もともと朝鮮語を外国語とする、日本人によって編まれ、しかも、薩摩苗代川と云う特殊な環境、即ち、朝鮮からの移住者の子孫の手によって書き伝えられたと云う、外的な事情と無関係ではないはずである」と指摘している。

この苗代川沈寿官旧蔵本の性格は、浜田氏の検討のように朝鮮からの渡来人が所持していたという点、それがどの程度原型を保ち書写されているかという点で問題をかかえる。つまり編纂と成立の素材として検討するとき、右のような二重の徑庭を前提としなければならない。

ここで京都大学・苗代川沈寿官旧蔵本と長崎大学経済学部附属図書館・武藤文庫蔵『交隣須知』との比較をしたい。

武藤文庫蔵『交隣須知』半紙本三卷・写三冊（卷一・三・四存）については不破浩子氏が紹介している（注13）。これをふまえて成立事情を推測してみたいと思う。卷一（二四、一×一五、七cm）は紺色表紙、卷三、四は柿渋色表紙（二四、一×一六、〇cm）でそれぞれ表紙左肩に打付書きで「交隣須知 一（三、四）」とあり、卷一右下に「久和氏」、卷三、四に「久和蔵」と墨書する。卷四卷末に「明治六年／八月 日 久和馬壽」と記す。卷一はやや古い写本で卷三、四は紙質も明治時代の和紙と判断される。内容は増補系写本である。が、語彙の「増補」部分は見出しの各項目の末尾に「増」として追加されており、追加する前の形態が遺っている。つぎに卷四の部分を比較して例示しておく。

苗代川沈寿官旧蔵本					武藤文庫蔵本				
卷三					卷四				
静止	20				静止	20	増補	4	
手運	40				手運	40	増補	2	
足使	14				足使	14	増補	2	
心動	29				心動	29	増補	5	
言語	49				言語	49	増補	4	

（*数字は語彙数）

語辭	74
心使	36
四端	22
太多	47
範圍	41
雜語	182
逍遙	111
天干・地支・時刻	

語辭	74	増補	7
心使	36	増補	4
四端	22	増補	3
太多	47	増補	4
範圍	41	増補	6
雜語	182		
逍遙	111		
天干・地支・時刻			

この対比で判ることは、苗代川沈寿官旧蔵本にたいして武藤文庫蔵本は増補部分をもつが、その構成と内容は苗代川本と近い形態を遺している（ハンゲルの例文は異なるものがあり、日本語の表記、仮名遣いなど相違するが）ということである。前掲した明治写本や明治活字版本などが、増補部をそれぞれ内部に組み込み整理しているのとは違いがある。こうした対比は巻一、三においても同様のことがいえる。ほかにも細部にわたる詳細な検討を必要とするが、このことからおよそ次のような展開の経緯を推測することは可能であろう。

原『交隣須知』……（数回の書写）……

苗代川沈寿官旧蔵本

（増補）武藤文庫蔵本

つまり苗代川沈寿官旧蔵本はもちろん、増補系の武藤文庫蔵本も原『交隣須知』の形態を痕跡として遺していると考えてよいのではないかということである。

次は武藤文庫蔵本『交隣須知』巻四（写真参照）の「心動」の増補部と「言語」の始めの部分である。

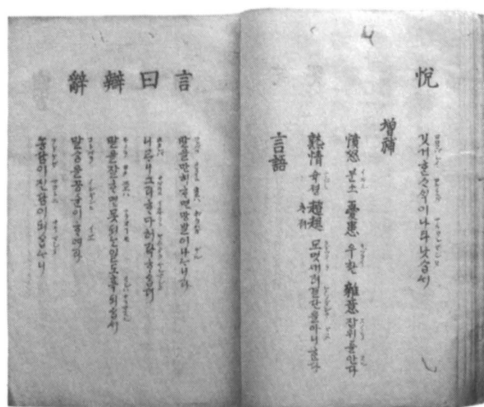
苗代川沈寿官旧蔵本

言　コトハヲヨケイニ云ヘバ　ホフ（忘）　バカテル
曰　云タレバ　サヨフニシフト　ヤクダ（許諾）ヲサレマシタ
辨　モノヲ　ヨクイエバ　ナランコトモ　モシハナリマスル

*（　）内は原本の右横に宛ててある字

武藤文庫蔵本

コトバヲヨケイニ云エハ　ボウハガ　デル
云タレバ　サヤウニイタサウト　ヤクダクサレマシタ
モノヲ　ヨクユエハ　ナラヌコトモ　モシハナリマスル



長崎大学経済学部・武藤文庫本『交隣須知』巻四言語

苗代川本「言」の「ホフ（忘）バ」は明治十四年外務省蔵版本では「コトハデ智慧ナク云ヘバ妄發トナル」とある。「妄發」（みだりに発する）の意味で「忘」を宛てたものであろう。「ヤクダ（許諾）」は「約諾」の意味に通じることと宛てたと思われる。右のわずかな事例を対比して見て判るように、両本の基本的な部分の共通性は認められよう。

ここで再度『倭語類解』と『交隣須知』との関係をとらえよう。

『倭語類解』の目録の構成は、上巻は「天文・時候・干支・地理・江湖・方位・人倫・人品・身体・容貌・氣息・性情・言語・語辞・動静・宮室・城郭・官職・公式・文学・武備・軍器・婚娶・宴享・楽器・梳洗・服飾・飲食・疾病・喪祭・寺刹・刑獄・壽数買売」、下巻は「国号・田農・禾穀・菜蔬・果実・珍宝・布帛・彩色・器具・鞍轡・舟車・技戯・飛禽・走獸・水族・昆虫・樹木・花草・雜語・日本官名・信行所經地名、

口訣・伊呂波間音」となっており、いくつかの相違はあるものの『交隣須知』の項目の立て方と共通していることは明らかである。

そこで問題は前掲した『通文館志』巻七の洪舜明（字水鏡）と芳洲との関わりの時期と密度である。もう一度「康熙辛巳公承朝命責論、仍革其家臣書契、草梁民居數百、己丑公力陳于廟堂、撤民舍、築城以界之、辺禁始肅。倭語比諸方最難曉、公質于日本人雨森東、作長語及類解等書、用於課式」を検討してみたい。「康熙辛巳」は肅宗二十七年（一七〇一）≡元禄十四年のことで、洪舜明は東萊府の堂上官僚として派遣されてきた。そして「草梁民居數百、与倭館相接、奸弊日滋」、すなわち草梁の民數百軒が倭館と接しており、そのためみだりがましい事態が頻繁におこっていたので民戸を撤去した、という。倭館は延宝三年春に造営に着手して延宝六年に成就し、常時日朝外交、交易の拠点として重要な役割を果たしてきた場所である。『交隣提醒』に芳洲も日本人の不埒を戒める一条を記している。「己丑」は肅宗三十五年（一七〇九）≡宝永六年にあたる。芳洲はこの時元禄十一年以来の朝鮮御用支配佐役にあった。その後、正徳元年の朝鮮通信便に真文役をつとめ、享保五年（一七二〇）七月一日、『韓學生員任用帳』を上申している。さらに泉澄一氏が引用している『裁判記録』^{〔注14〕}には、それより後の享保十五年閏九月二十二日に「書契改撰之儀」につき「水鏡洪判事」のこと、また「趙判書（趙文命）」が「洪判官（舜明）」と懇意であることなどを記す。このように記録に表れる洪舜明と芳洲とのかわりの可能性は元禄十四年以降からである。

先に掲げたように『交隣須知』は元禄十六年九月から宝永元年十一月の間に編纂したものだという。この間、芳洲が草梁倭館に滞在していたのは元禄十五年（一七〇二）二月から七月までの主君宗義実病氣退休の告通参判使として行った折と、翌元禄十六年九月から宝永元年（一七〇四）十一月までの間である。この最初の告通参判使を経験して朝鮮語を修得しなければ「御用可難弁候と心付候」と早速帰国して同僚について学び始めたと述懐している。右の事情からみればこの時期の芳洲と洪舜明との接点は、右の期間に絞られよう。つまり『交隣須知』の編纂は芳洲が記した通りであろう。そして『倭語類解』もこの期間に編纂された可能性が高い。およそ次のようなことが推測可能である。

一、芳洲は洪舜明『倭語類解』あるいは『捷解新語』のような朝鮮語辞書を参観して『交隣須知』を編纂した。

二、洪舜明は芳洲に質疑し、『交隣須知』を参考にして『倭語類解』を編纂した。

三、芳洲と洪舜明とは相互に質疑を交わしていく過程を経て、それぞれ『交隣須知』と『倭語類解』を編纂した。

これらのうちどれが事実かを傍証する資料は現在のところ見いだし得ない。が、右の仮定のうち私は三番目の考えが妥当かと考えている。いづれ明らかになる資料が出現するであろうが、それを待ちたいと思う。

五 芳洲の言語修得心得

最後に芳洲が朝鮮語習得にかんして編纂、著述した主要なものをあげておく。このうち芳洲はその経験から「通詞の儀ハ身分輕御座候而も、役目ハ大切成事ニ奉存候」と述べ、「才智」「篤実」「大儀（の弁え）」（『韓学生員任用帳』）を重要な資質として指摘している。また少年のころからの語学修得を勧め、十三歳以上十五歳までの数人を選び現地へ出向かせ「朝鮮言葉」の稽古に励ませ、二十三歳まで努めて御用にたつ者を稽古通詞に採用するといった具体的な提言をしている。次の中で『通詞仕立帳』には享保十二年以降の通詞育成の具体的な記録が記されている。

元禄十六年（一七〇三）『交隣須知』一冊その他を編んだか（『詞稽古之者仕立記録』）。

宝永二年（一七〇五）『酉年工夫』一冊、『乙酉雜錄』五冊、『常話錄』六冊、『勸懲故事診解』三冊を仕立、そのほか

『淑香伝』二、『李白瓊伝』一冊を書写する（『詞稽古之者仕立記録』）。

正徳元年（一七一）『縞紵風雅集』成立か。

正徳五年（一七一五）『隣交始末物語』を著す。

享保五年（一七二〇）七月一日、『韓学生員任用帳』を上申。

享保十二年（一七二七）八月二十三日、『通詞仕立帳』を上申。

享保十三年（一七二八）十二月二十日、『交隣提醒』を著す。

享保十四年（一七二九）六月、『全一道人』を著す。

その後、芳洲の『交隣須知』は、朝鮮語学習の基本テキストとして、徳川時代はいうまでもなく明治時代まで、増補・改訂されながら使用に堪えて伝存してきたのである。

注

- 1 拙稿「雨森芳洲小考——唐話の師國思靖——」（『雅俗』七号、平成十二年一月）。『芳洲先生文抄』『家業人』『奉公帳』『詞稽古之者仕立記録』等は関西大学東西学術研究所資料集刊『雨森芳洲全書』一～四による（以下同じ）。
- 2 『宣祖実録』三十六年壬寅八月朔日（慶長七年Ⅱ一六〇二）の条に「倭人十四名又率被虜人口二百二十九名而来」とあり、この折の被虜刷還ことと想像する（李光濤編『朝鮮壬辰倭禍史料』第四冊一七一五頁。中央研究院歴史語言研究所、中華民國五十九年刊）。
- 3 『捷解新語』の刊行は「康熙十五年丙辰孟冬開板」（肅宗二年Ⅱ一六七六）であるが、成立は萬曆戊午（光海君十一年Ⅱ一六一八）に遡る（『重刊捷解新語』凡例）。『通文館志』巻七人物の記事は「康熙庚戌陽坡鄭相國啓請鑄字印布」とするが、「開板」年次は康熙十五年丙辰説をとりたい。
- 4 『雨森芳洲全書』三（関西大学東西学術研究所資料集刊）七四―七五頁。
- 5 小倉進平著、河野六郎補注『増訂／補注朝鮮語学史』（刀江書院、昭和三十九年刊）に「当時対馬の通事等が編纂したものに、芳洲が力を添へて出来上がったもの」と見るような考え方がある。
- 6 福島邦道・岡上登喜男編『明治／十四年版交隣須知』本文及び総索引（笠間書院、一九九〇年刊）解題。
- 7 『全一道人の研究』（京都大学文学部国語学国文学研究室編、昭和三十九年刊）の「三、汪廷訥と『勸懲故事』」。

- 8 金思燁・趙演鉉著『朝鮮文学史』（北望社、昭和四十六年刊）。中国明代の稗官小説が高麗時代に大量に流入し、その愛読およびこれに倣って稗官小説が作られたが、ついで『水滸伝』、『三国志演義』などの通俗小説の流行に影響を受けた漢文体の軍談小説が多く作られた。さらに孝宗朝の末期には漢文体の小説がハングル体にして広まり、同時にハングルで書かれた多彩な小説類が出まわるようになった。『淑香伝』の類はそのような当時の現代通俗恋愛小説とみられる。
- 9 田代和生『近世日朝交易史の研究』（創文館、昭和五十六年刊）の口絵に「草梁倭館屏風」（長崎県厳原町岡部虎男氏所蔵）の写真が掲載されている。その図は山の麓からなだらかな斜面をへて港や海を見下ろすように描かれており、その山間の麓から館守屋をはじめ裁判屋、東向寺（輪番僧が詰めていた禅寺）、通事家、開市大庁、横目家、番小屋、倉庫などの建物が港の方へと続いている（同氏「朝鮮に開かれた日本人町」産経新聞・平成十年二月十日～二月十六日）。また、上垣外憲一『雨森芳洲』（前掲書九一頁）に「倭館図」（韓国国立博物館蔵）が掲出されており参考になる。
- 10 『対馬藩藩儒 雨森芳洲』（関西大学東西学術研究所、平成三年十一月刊）。
- 11 『倭語類解本文、国語・漢字索引』（金澤庄三郎・濱田敦・土井洋一・安田章等編、京都大学文学部、昭和四十四年刊）。
- 12 『交隣須知』（京都大学文学部国語国文学会編「交隣須知解題」）五四～五五頁。同論は浜田敦著『朝鮮資料による日本語研究』（岩波書店、昭和四十九年刊）にも所収。
- 13 『長崎大学所蔵貴重資料』（平成八年刊）長崎大学附属図書館・経済学部分館武藤文庫所蔵文学・語学関係貴重資料その2。
- 14 『対馬藩藩儒 雨森芳洲』（関西大学東西学術研究所刊、前掲四五二頁）。